

# 県育成品種「ゆうべに」10周年ロゴマーク利用管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、くまモンのイラストを使用した県育成品種「ゆうべに」10周年ロゴマーク（以下「本件ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

## (熊本県キャラクターくまモン・「くまもとサプライズ」キャラクターとの関係)

第2条 本件ロゴマークの利用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引（以下「くまモン利用規程等」という。）を遵守することを条件に、この規程を適用し、くまモン利用規程等に定める手続きは不要とする。ただし、くまモン利用規程等の遵守状況に関しては、熊本県（以下「県」という。）が責任をもって確認を行うものとする。

## (本件ロゴマークに関する権利)

第3条 本件ロゴマークの利用許諾及び管理は、県が行う。

## (本件ロゴマークの利用)

第4条 本件ロゴマークは、別表「ロゴマーク一覧」に記載されたものを利用する。

- 2 本件ロゴマークは、県が行う「ゆうべに」の販路拡大や高付加価値化に向けた取組及び事業者等が行う「ゆうべに」のPRにつながる活動への利用に限定し、利用例としては、パンフレット等の印刷物、看板・POP等の展示物、商品パッケージ、各種ノベルティ等とする。
- 3 本件ロゴマークを表示した商品等には、任意の箇所に著作権表示（「©2010熊本県くまモン」「©2010 kumamoto pref.kumamon」および「©2019 JA熊本経済連ゆうべに」）を必ず表示することとする。

## (利用許諾の申請等)

第5条 本件ロゴマークを利用できる者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係者が報道を目的に利用する場合を除き、あらかじめ熊本県知事（以下「知事」という。）の許諾を受けなければならない。

- 2 本件ロゴマークを利用しようとする者は、県育成品種「ゆうべに」10周年ロゴマーク利用申請書（様式第1号）を熊本県経済農業協同組合連合会園芸部園芸販売課（以下「JA 熊本経済連」という。）へ提出し、JA 熊本経済連が取りまとめたうえで知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項に規定する申請書を受理した場合、前条及びくまモン利用規程等を遵守しているかを審査し、その結果を申請者に通知する。  
ただし、本件ロゴマークを食材・食品（加工品含む）のパッケージや包装等に利用する場合は、県産「ゆうべに」又は主な原材料に県産「ゆうべに」を使用したこととする。

## (利用者)

第6条 本件ロゴマークを利用できる者は、以下のとおりとする。ただし、本件ロゴマークの利用者の活動や商品等の品質を県が認証するものではない。

- (1) 「ゆうべに」の生産、加工、流通・販売、消費に関わる者
- (2) その他「ゆうべに」のPRに資するものとして知事が適当と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、本件ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、許諾しないものとする。

- (1) 県の信用又は品位を害するものと認められるとき
- (2) 「ゆうべに」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するものと認められるとき
- (4) 第三者の利益を害するものと認められるとき
- (5) 特定の政治活動や宗教活動、暴力団活動に関するものと認められるとき
- (6) 本件ロゴマークの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (7) 本件ロゴマークを単独で利用し、商品化して営利目的で販売する場合  
例：シール、缶バッジ等
- (8) その他知事が適当でないと認めたとき

(利用許諾の条件)

第7条 知事は、本件ロゴマークの利用を許諾するときは、本件ロゴマークの利用方法その他について、条件を付すことができる。

(売上調査の協力)

第8条 本件ロゴマークの利用許諾を受けた者は、県が行う熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用申請者売上調査その他の照会に応じることとする。

(利用上の遵守事項)

第9条 利用許諾を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾を受けた内容の範囲内で本件ロゴマークを利用すること。
- (2) 県が求めた場合は、本件ロゴマークの利用状況について報告すること。また、県に提出を求められた商品及びその他資料等を提出すること。

(利用許諾期間)

第10条 本件ロゴマークの利用許諾期間は、利用許諾を受けた日から、1年間とする。

2 前項に規定する利用許諾期間の満了後において、引き続き利用するときは、改めて第5条第2項による許諾を受けなければならない。

(利用料)

第11条 本件ロゴマークの利用料は、無料とする。

(利用許諾の変更)

第12条 利用許諾を受けた者が、利用許諾の内容について変更しようとするときは、あらかじめ県育成品種「ゆうべに」10周年ロゴマーク利用変更申請書（様式第2号）を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。

(利用許諾の取消し)

第13条 知事は、本件ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許諾を取り消すことができる。

- (1) 本規程又は利用許諾の内容に違反していると認められるとき
- (2) 第6条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき

- (3) 利用者独自のマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に利用されると認められるとき
- (4) その他本件ロゴマークの利用が適当でないと認められるとき

(経費等の負担)

第14条 県は、この規程による利用許諾の申請に要した経費、若しくは利用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 県は、本件ロゴマークの利用を許諾したことにより第三者に損害を与えた場合は、一切責任を負わない。

- 2 利用許諾を受けた者は、本件ロゴマークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用許諾を受けた者は、本件ロゴマークの利用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(適正利用の確保)

第16条 県は、本件ロゴマークの利用状況について、利用許諾を受けた者に対し、必要に応じて報告を求め、または検査を行うことができる。

(事務)

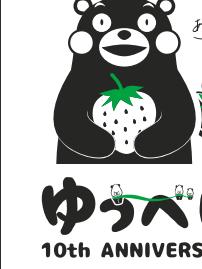
第17条 この規程に関する事務は、農林水産部生産経営局農産園芸課が行う。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、マークの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この規定は、令和7年10月6日から適用する。

別表「ロゴマーク一覧」

	A: フルカラー 6色	B: カラー3色 (黒、赤、緑)	C: カラー2色 (黒、赤)	D: カラー2色 (黒、緑)	E: モノクロ	F: グレースケール
基本デザイン①						
基本デザイン②						
基本デザイン③						

	A: フルカラー 6色	B: カラー3色 (黒、赤、緑)	C: カラー2色 (黒、赤)	D: カラー2色 (黒、緑)	E: モノクロ	F: グレースケール
基本デザイン④						
基本デザイン⑤						
基本デザイン⑥						

※ロゴマークの背景はイメージです。

背景色が有色の場合、キャラクターの周囲にデザイン寸の白縁を設ける必要がございます。

	A: フルカラー 6色	B: カラー3色 (黒、赤、緑)	C: カラー2色 (黒、赤)
基本デザイン⑦	 <p>A: フルカラー 6色</p>	 <p>B: カラー3色 (黒、赤、緑)</p>	 <p>C: カラー2色 (黒、赤)</p>
基本デザイン⑧	 <p>A: フルカラー 6色</p>	 <p>B: カラー3色 (黒、赤、緑)</p>	 <p>C: カラー2色 (黒、赤)</p>
基本デザイン⑨	 <p>A: フルカラー 6色</p>	 <p>B: カラー3色 (黒、赤、緑)</p>	 <p>C: カラー2色 (黒、赤)</p>

	A: フルカラー 6色	B: カラー3色 (黒、赤、緑)	C: カラー2色 (黒、赤)	D: カラー2色 (黒、緑)	E: モノクロ	F: グレースケール
サブデザイン①	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>
サブデザイン②	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>
サブデザイン③	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ゆうべに</p>

	A: フルカラー 6色	B: カラー3色 (黒、赤、緑)	C: カラー2色 (黒、赤)	D: カラー2色 (黒、緑)	E: モノクロ	F: グレースケール
サブデザイン④						
サブデザイン⑤						
サブデザイン⑥						

※ロゴマークの背景はイメージです。

背景色が有色の場合、キャラクターの周囲にデザイン寸の白縁を設ける必要がございます。

	A: フルカラー 6色	B: カラー3色 (黒、赤、緑)	C: カラー2色 (黒、赤)
サブデザイン⑦	 <p>10th ANNIVERSARY ありがとう 熊本県オリジナルいちご <b>ゆうべに</b> Taro &amp;iroosaburo</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ありがとう 熊本県オリジナルいちご <b>ゆうべに</b> Taro &amp;iroosaburo</p>	 <p>10th ANNIVERSARY ありがとう 熊本県オリジナルいちご <b>ゆうべに</b> Taro &amp;iroosaburo</p>
サブデザイン⑧	 <p>10th ANNIVERSARY ありがとう <b>ゆうべに</b></p>	 <p>10th ANNIVERSARY ありがとう <b>ゆうべに</b></p>	 <p>10th ANNIVERSARY ありがとう <b>ゆうべに</b></p>
サブデザイン⑨	 <p>10th ANNIVERSARY ありがとう <b>ゆうべに</b></p>	 <p>10th ANNIVERSARY ありがとう <b>ゆうべに</b></p>	 <p>10th ANNIVERSARY ありがとう <b>ゆうべに</b></p>

様式第1号

県育成品種「ゆうべに」10周年ロゴマーク 利用申請書

令和 年 月 日

熊本県知事様

所在地（〒）

（住所）

名称

代表者（職・氏名）

県育成品種「ゆうべに」10周年ロゴマークの利用について、次のとおり申請をいたします。

1 使用目的	(記入例) ○○の商品パッケージに使用、○○するためのチラシに使用	
2 使用内容 (使用する広告・商品等の概要)	(記入例) ○○パンフレット、○○PRチラシ	
3 使用期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
4 その他特記事項	※ロゴマークを食材・食品（加工品含む）のパッケージや包装等に使用する場合は、県育成品種「ゆうべに」10周年ロゴマーク使用管理規程第6条（1）に該当することを疎明できる資料等を添付してください。	
5 担当者連絡先	所属	
	役職・氏名	
	連絡先	T E L :
		F A X :
		E-Mail :

**【留意事項】**

- 1 利用イメージデザイン案と会社等の概要がわかる資料を添付してください。(個人の場合はロゴマーク利用に関する活動の概要がわかる資料を添付してください。)
- 2 ロゴマークを単独で利用して、製品化して営利目的で販売する場合はご使用いただけません。  
※ロゴマークを利用する現物のデザインができましたら、使用前に現物がわかる画像又はデータを提出してください。
- 3 ロゴマークの利用許諾期間は、許諾を受けた日から、1年間です。期間の満了後において、ロゴマークを引き続き利用するときは、本様式にて改めて申請してください。

様式第2号

県育成品種「ゆうべに」10周年ロゴマーク 利用変更申請書

令和 年 月 日

熊本県知事様

所在地（郵便番号・住所）  
名称  
代表者（職・氏名）

県育成品種「ゆうべに」10周年ロゴマークの利用にあたり、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更事項

(1 利用目的 2 利用内容 3 利用期間 4 その他特記事項)

※該当する事項を○で囲んでください。

2 変更内容

(変更前)

(変更後)